

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H26.1.11	住居表示変更	変更前	郵便局	210600	蟹江郵便局	-	愛知県海部郡蟹江町蟹江本町ソノ割56-2	-						-	
		変更後	郵便局	210600	蟹江郵便局	-	愛知県海部郡蟹江町本町8-170	-							-
H26.2.1	業務変更	変更前	営業所	116910	社簡易郵便局		長野県諏訪郡下諏訪町社6618-5	-			×				
		変更後	郵便局	116910	社簡易郵便局		長野県諏訪郡下諏訪町社6618-5	-							
H26.2.1	業務変更	変更前	営業所	457690	榑原中町簡易郵便局		奈良県榑原市中町200-28	-			×				
		変更後	郵便局	457690	榑原中町簡易郵便局		奈良県榑原市中町200-28	-							
H26.2.1	業務変更	変更前	営業所	837110	鬼柳簡易郵便局		岩手県北上市鬼柳町卯の木101-3	-			×				
		変更後	郵便局	837110	鬼柳簡易郵便局		岩手県北上市鬼柳町卯の木101-3	-							
H26.2.1	住居表示変更	変更前	営業所	857010	中島簡易郵便局		山形県尾花沢市押切押切221-4				×				
		変更後	営業所	857010	中島簡易郵便局		山形県尾花沢市押切221-4				×				
H26.2.3	業務変更	変更前	営業所	057020	平和簡易郵便局		千葉県匝瑳市平木1346	-			×		×		
		変更後	営業所	057020	平和簡易郵便局		千葉県匝瑳市平木1346	-			×				
H26.2.3	改称	変更前	郵便局	110230	田中郵便局	-	長野県東御市田中103-6	-						-	
		変更後	郵便局	110230	東御郵便局	-	長野県東御市田中103-6	-							-
H26.2.3	業務変更	変更前	営業所	118710	小田井簡易郵便局		長野県北佐久郡御代田町御代田1690	-			×		×		
		変更後	営業所	118710	小田井簡易郵便局		長野県北佐久郡御代田町御代田1690	-			×				
H26.2.3	移転	変更前	郵便局	743160	御笠郵便局	-	福岡県筑紫野市吉木2516-7	-						-	
		変更後	郵便局	743160	御笠郵便局	-	福岡県筑紫野市吉木2512-6	-							-
H26.2.3	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	786380	稚児ノ松簡易郵便局		鹿児島県志布志市志布志町安楽178-69				×				

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H26.2.24	移転	変更前	郵便局	010990	西新宿七郵便局	-	東京都新宿区西新宿7-7-28	-						-	
		変更後	郵便局	010990	西新宿七郵便局	-	東京都新宿区西新宿7-4-3	-						-	
H26.2.24	廃止	変更前	郵便局	014300	新宿広小路郵便局	-	東京都新宿区西新宿7-9-12	-						-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H26.2.24	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	027120	榎ヶ丘簡易郵便局		神奈川県横浜市金沢区富岡西1-34-34	-				×			
H26.2.24	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	郵便局	462420	南草津郵便局	-	滋賀県草津市南草津3-6-1	-							-

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。